

消費税の軽減税率制度の説明会

主催/鳥羽商工会議所

2019年10月1日に消費税率が10%へ引き上げられると同時に、食料品等の税率を8%にする「消費税軽減税率制度」が初めて導入されます。

日時 2019年9月4日(水)

午後1時30分～3時00分
場所 鳥羽商工会議所

講師 伊勢税務署 統括国税調査官
" 上席国税調査官

対象者 経営者、販売スタッフ等

申込先
FAX 0599-26-4988

問い合わせ先
TEL 0599-25-2751

申込締切
8月30日(金)

参考:2019年10月1日以降

【飲食業】

10%	8%
イートイン・店内飲食 出張料理・ケータリング 酒仕入 水道光熱費	テイクアウト・持ち帰り・宅配等 持ち帰り弁当、お土産 食材仕入

【小売・卸売業】

10%	8%
酒類(日本酒、ビール、ワイン等) 医薬品、医薬部外品等 カタログギフト 別途送料(送料部分)	飲料(清涼飲料水、ノンアルコールビール) 野菜、魚、精米等 テイクアウト・持ち帰り・宅配等 送料込商品

切らずにそのまま送信してください。

「消費税の軽減税率制度の説明会」参加申込書

事業所名		tel		fax	
参加者名					
参加者名					
TEL	(参加者代表携帯番号)	(-	-)

TEL・Faxは、お間違いがないようお願いします